THAILAND
BOARD OF
INVESTMENT

投資奨励法に基づく
外国人専門家および技術者の
招へいプロセス

2022年2月18日

タイ投資委員会（BOI）
外国人専門家サービスユニット
アティッタヤー　アピチャータブット

BOIの恩典

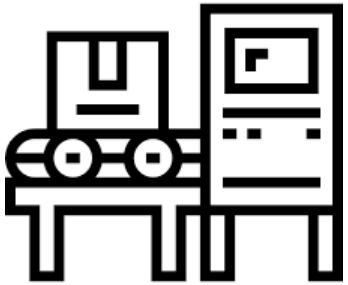

ビザとワークパーミットのワンストップサービス

外国人のタイ王国への入国許可

BOI
奨励証書
取得前

第24条

セクション 24

BOI
奨励証書
取得後

第25条

セクション 25

THAILAND BOARD OF INVESTMENT

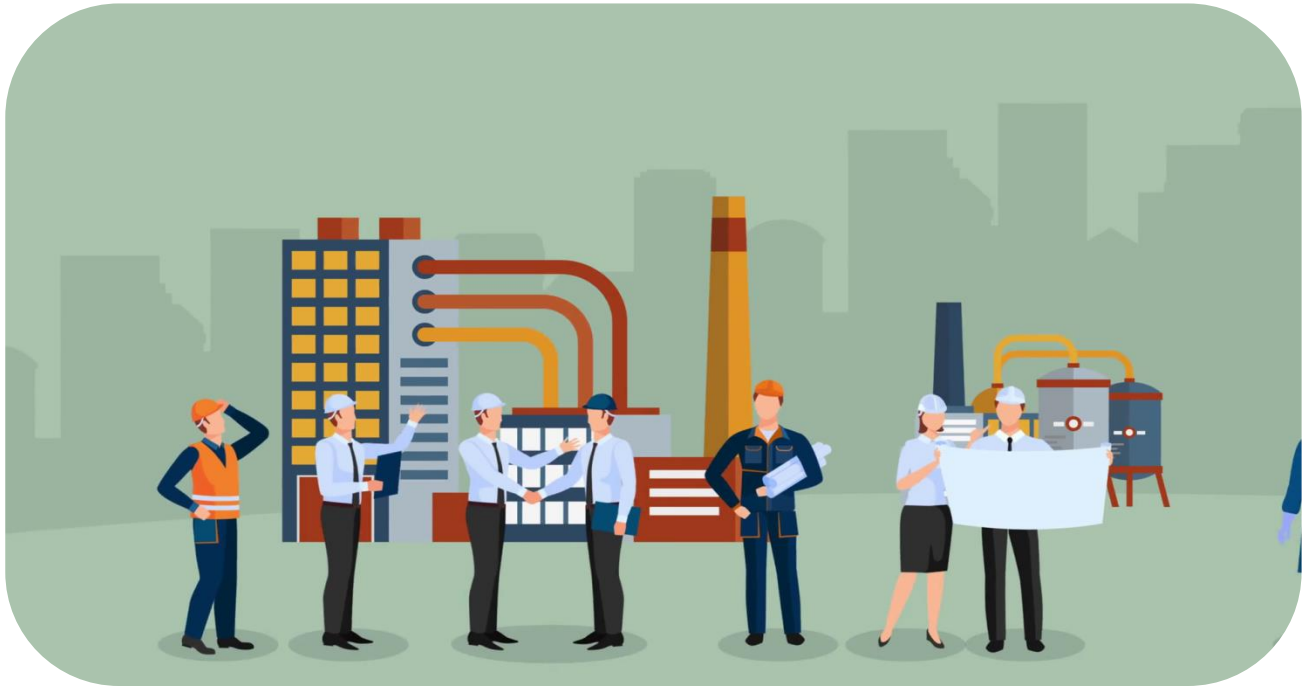

投資機会調査を目的とする
外国人のタイ入国許可

第24条（セクション 24）

(BOI 奨励証書取得前)

投資奨励法第24条（セクション 24）に基づく
投資機会調査を目的とする外国人のタイ入国許可

第24条（セクション24）

1. 投資機会の調査を目的とする外国人のタイへの入国許可
2. 投資にメリットのあるその他の行為を行うことを目的とする外国人の入国許可
3. 投資奨励認可の審査中の段階で、就労を目的とする外国人の入国許可
4. 外国の商工会議所で働くための外国人の入国許可

第24条（セクション24）に基づく外国人専門家または技術者用書類のチェックリスト

会社名 連絡窓口 電話番号	フォーム Kor Kor Tor 02 (F FR TR 01) およびに Kor Kor Tor 03 (F FR TR 01) (1セット/一人)	会社の宣誓供述書の写しおよびに株主リスト	学歴の写し および 雇用記録 （1部/人）	パスポートとNon-Bビザの写し （1部/人）	前回の許可証の写し （有る場合）	追加書類
1.1　投資機会研究目的での 外国人王国入国許可の付与。	○	○ （有れば）	○	○		○
1.2　投資にメリットをもたらすその他の行為を行う目的での外国人の王国入国の許可を付与 1.2.1　投資促進認証検討プロセス中における労働のための外国人への許可の付与。 1.2.2　外国の商工会議所で働くための外国人への許可を付与。	○	○ （有れば）	○	○		○
1.3　条項1.1およびに1.2下における王国での滞在期間延長の許可	○	○ （有れば）			○	○
1.4　ビザから滞在許可への変更もしくはツーリストビザまたはトランジットビザからのＮｏｎ－Ｂビザへの変更の要請	○	○ （有れば）	○	○		
1.5　外国人が王国を再入国許可なしで出国した場合前回の許可で継続して滞在する許可	○			○	○	
1.6　その他の場合						

全て書類は会社の社印および権限保有者の署名を有すること（1）

แบบ กกท. 02/FORM NO. 02

คำขออนุญาตของสถาบัน/บริษัทที่ขอให้คนต่างด้าวพำนักในราชอาณาจักร

เพื่อศึกษาลู่ทางการลงทุน หรือกระทำการอื่นใดที่จะเป็นประโยชน์ต่อการลงทุน

APPLICATION FORM OF INSTITUTION/COMPANY APPLYING FOR TEMPORARY STAY FOR FOREIGNER

TO STUDY INVESTMENT OPPORTUNITIES OR PERFORM ANY OTHER ACT BENEFITING INVESTMENT

---

1. มีความประสงค์ REQUESTS:

[ ] 1.1 การอนุญาตให้คนต่างด้าวเข้ามาในราชอาณาจักรเพื่อศึกษาลู่ทางการลงทุน
Permission for foreigner to enter the Kingdom to study investment opportunities

[ ] 1.2 การอนุญาตให้คนต่างด้าวเข้ามาในราชอาณาจักรเพื่อทำการที่เป็นประโยชน์ต่อการลงทุน
Permission for foreigner to enter the Kingdom to perform any other act benefiting investment:

[ ] 1.2.1 การอนุญาตให้คนต่างด้าวเข้ามาในราชอาณาจักรเพื่อปฏิบัติงานในกิจการที่อยู่ระหว่างการพิจารณาให้รับการส่งเสริม
In case of BOI application is under consideration for investment promotion

[ ] ขั้นยื่นคำขอรับการส่งเสริมการลงทุน Stage of submitting BOI application

[ ] ขั้นได้รับอนุมัติโครงการ Stage of project approval

[ ] ขั้นออกบัตรส่งเสริม Stage of issuing BOI promotion certificate

[ ] 1.2.2 การอนุญาตให้คนต่างด้าวปฏิบัติงานหอการค้าต่างประเทศ In case of representative of Foreign Chamber of Commerce

[ ] 1.3 การอนุญาตให้ขยายระยะเวลาการอยู่ในราชอาณาจักรเพื่อศึกษาลู่ทางการลงทุน/เพื่อทำการที่เป็นประโยชน์ต่อการลงทุน
Permission to extend period of stay in the Kingdom under clauses 1.1 and 1.2

[ ] 1.4 การขอความร่วมมือในการประทับตราหรือเปลี่ยนประเภทวีซ่าให้แก่คนต่างด้าว
Request for granting visa for permit of stay or for changing of visa type from Tourist or Transit Visa to Non-B Visa

[ ] 1.5 การอนุญาตให้คนต่างด้าวอยู่ในราชอาณาจักรตามสิทธิเดิม
Permission for foreigner to continue staying in the Kingdom according to previous permission in case of depart the Kingdom without Re-Entry Permit

[ ] 1.6 กรณีอื่นๆ Other cases: .....

2. ชื่อสถาบัน/บริษัท (ภาษาอังกฤษ).....
Name of institution / company (English)
ชื่อสถาบัน/บริษัท (ไทย).....
Name of institution / company (Thai)

3. ประเภทของกิจการ.....

Permission for Foreign Nationals to Enter the Kingdom for the Purpose of Studying Investment Opportunities or Performing any other Acts Benefiting Investment or Working in the Project that is in the Process of Investment Promotion Application or Investment Promotion Certificate Issuance under Section 24

1. Timeframe for consideration

1.1 The OBOI will consider the following applications within 10 working days:

1.1.1 Permission for foreign nationals to enter the Kingdom to study investment opportunities

1.1.2 Permission for foreign nationals to enter the Kingdom for performing acts benefiting the investment

1.1.3 Permission for foreign nationals to enter the Kingdom for working in the project that is in the process of investment promotion application or investment promotion certificate issuance

1.1.4 Permission to extend the period of stay in the Kingdom for studying investment opportunities or performing any other act benefiting the investment or working in the project that is in the process of investment promotion application or investment promotion certificate issuance

1.2 The OBOI will consider the following applications within 7 working days:

1.2.1 Visa stamp/change of visa type

1.2.2 Permission to stay under the existing rights

This is from the date on which the OBOI receives a complete application form together with documents and supporting evidence.

2. Documents and supporting evidence that applicants are required to submit for consideration are as follows:

2.1 Permission for Foreign Nationals for Entry into the Kingdom for the Purpose of Studying Investment Opportunities or Performing any other Act Benefiting Investment or Working in the Project that Is in the Process of Investment Promotion Application or Investment Promotion Certificate Issuance

第25条（セクション25）

タイにおける就労を目的とする外国人専門家や技術者の招へい許可

投資奨励法

第25条（セクション 25）

本法に別段の定めがない限り、入国管理法に従うことを条件とし、奨励措置の対象とされる下記の外国人の、タイへの入国を許可されるものとする

(1) 熟練労働者
(2) 専門家
(3) （1）および（2）の配偶者および扶養家族は、委員会が適当と判断する人数と期間とする。入国管理法に定める割当と期間を超えることができるものとする

関連企業と作業領域の拡大のための追加の慣行措置

第26条（セクション 26）

第24条に基づいて入国許可を受けた外国人および第25条に基づいた熟練労働者または専門家で滞在許可を受けた外国人は、本法に別段の規定がない限り、外国人就業法に従うことを条件として、滞在許可期間にわたって、委員会の承認する特定の職務のみ就労許可を受けるものとする

BOI許可のプロセス

役職の認可

- 新規
- 増員
- 期間延長
- 取消・変更

招へい許可

- 補充労働者・家族
- 一時的 ・ 緊急的
- 更新
- 関連会社における役職の追加

その他

- 私用品の輸入
- ビザの調印
- ファストトラックレーン

新しい専任技術者の招へいの手続き

1. 外国人の役職申請
2. 外国人およびその家族のビザ調印申請
3. 外国人およびその家族の招へい許可申請
4. 外国人役職および同外国人とその家族の滞在期間の延長申請
5. 外国人およびその家族の退去通告

BOI奨励プロジェクトに従事する外国人熟練労働者、専門家の招へい手続き

1

Non-B ビザの申請:

タイ王国大使館・領事館

2

外国人専門家招へい申請:

BOI

3

ビザ延長手続き:

移民局

4

労働許可証申請:

雇用局

ビザ調印申請／Bor Thor 32

第25条または第24条に基づき 、シングルウィンドウ を通じて

ビザ調印を申請

（仏暦2551年外国人就業法の第12条に基づく）

被奨励企業において、恩典を行使し、就労する技術者および家族が対象

雇用局に直接BOR THOR 32（書式番号）で申請

非奨励企業において就労する技術者が対象

ประกาศสำนักงานคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน

ที่ ป.2/2563

เรื่อง หลักเกณฑ์การพิจารณาอนุมัติตำแหน่งคนต่างด้าว การบรรจุคนต่างด้าวในตำแหน่งที่ได้รับอนุมัติ

และการขยายระยะเวลาตำแหน่งและตัวบุคคล ตามมาตรา 25 และมาตรา 26

（非公式訳）

投資委員会事務局布告

第 Por. 2/2563

件名：第 25 条および第 26 条に基づく外国人の役職許可の審査、許可された役職に就く審査および役職や対象人物の期間延長の許可審査の基準

役職の認可

1. 製造業種における外国人の役職認可、認可された役職の外国人の採用、および認可された役職や対象人物の期間延長の審査は、以下の基準に基づく

1.1 外国人の役職に関する認可審査	1.1.1 役職認可の審査は、業種、投資規模、タイ人の労働者人数などの主要な事業の要因を審査する
	1.1.2 製造事業には一回につき2年以内の役職を認可する
	1.1.3 科学技術分野の研究者として勤務する専門家の場合は一回につき4年以内の役職を認可する
1.2 認可された役職の外国人の採用の審査	1.2.1 上級幹部、管理職の場合には、満27歳以上であり、職務に一致した就労経験が 5年間以上ある外国人を許可する
	1.2.2 一般職の場合には、満22歳以上であり、学歴が職務に一致した上に、就労経験が 2年以上の外国人を許可する。学歴が職務に一致しない場合は、就労経験が 5年以上であること
1.3 認可された役職や対象人物の期間延長	1.3.1 認可された役職や対象人物の期間延長は、事業計画、生産能力の拡大、生産工程の改善、効率または品質基準の改善などの様々な要因を審査する
	1.3.2 認可された役職や対象人物の期間延長は、一回につき2年以内の期間延期を許可する
	1.3.3 認可された役職や対象人物の期間延長は科学技術分野の研究者の場合に、一回につき4年以内の期間延期を許可する

役職の認可

2.　サービス業種における外国人の役職認可、認可された役職の外国人の採用、および認可された役職や対象人物の期間延長の審査は、以下の基準に基づく

2.1 外国人の役職認可の審査	2.1.1 役職認可の審査は、業種、投資規模、タイ人の労働者人数などの主要な事業の要因を審査する
	2.1.2 サービス業種には一回につき2年以内の職位を認可する。ただし、別途指定された事業を除く
	2.1.3 2019年2月より奨励認可したソフトウェア事業、デジタル技術サービス事業およびEコマース事業においてデジタル技術の専門家として勤務する外国人は月給が75,000バーツ以上の上級レベルの役職のみを認可する なお、初回の役職への採用は雇用契約で指定された収入通りに審査する。役職や人物の期間延長に関しては、所得税の収入により審査する
	2.1.4 IHQ、ITC、IBC、研究開発事業、対象技術開発事業および電子設計事業に関しては一回につき4年以内の役職を認可する
	2.1.5 認可された役職や対象人物の期間延長は科学技術分野の研究者に対して一回につき4年以内の期間延期を許可する
	2.1.6 TISO、BPO および IBPO事業の役職の認可は、一回につき1年以内とし、奨励証書に基づくワークステーションの数に応じるワークステーションの一般職を認可する

製造業 / ソフトウエア

1回の申請に付き2年間の許可

IHQ / ITC / IBC

1回の申請に付き4年間の許可

研究開発 **(研究員)**

1回の申請に付き4年間の許可

TISO (BPO, IBPO, コールセンター) オペレーター職は不可

1回の申請に付き1年間の許可

役職の認可 ・ 役職級

上級管理職	•社長 •MD •GM •CFO	エグゼクティブレベル
中間管理職	•ファクトリーマネージャー •プロダクションマネージャー •QCマネージャー •プロダクションアドバイザー	マネジメントレベル
エンジニア および技術者	•プロダクションエンジニア •プロダクションテクニシャン •プロダクション スーパバイザー	オペレーションレベル

外国人の採用およびその家族の導入申請の基準

外国人の採用およびその家族の導入申請の条件

- **現在保有しているビザ、または、申請時にその他の恩典を受けていないことを当局に申告したビザの有効期間が最低15日以上残っていること**

- **バンコクまたはチェンマイ県、プーケット県、チョンブリー県の東部経済回廊（EEC）センターで行う場合は、D-WP（デジタルワークパーミット）申請のために、予約確認書、支払伝票、パスポート原本、就労許可証を準備すること**

- **他の県で行う場合は**、BOI恩典に基づくビザ調印の申請に、速やかに許可書を印刷し申請を行う県の入国管理局および地方労働事務所に連絡すること

BOI 恩典に基づき申請できるビザの種類

Non - B =>> 雇用されるか、または事業を行う外国人向け

=>> 商用（ビジネス）やビジネスコンサルティングを行う

Non - IB =>> BOI 被奨励企業に勤める外国人向け

Non - O =>> タイの労働許可証を有するNon – B または

Non – IB ビザ取得者の帯同家族向け

Non - O (Thai Spouse) =>> タイ国籍者と婚姻手続きをした外国人向け

ビザ申請した目的通りの権利行使を申請した上で、
BOI 恩典に基づき就労申請ができる

Resident =>> 居住証明書および外国人身分証明書の取得者向け

外国人の採用およびその家族の導入申請の基準（続き）

必要書類

- 卒業証明書（PDF形式、1枚のデータ容量につき5MB未満）
- 最終雇用先からの在職/退職証明書（PDF形式、1枚のデータ容量につき5MB未満）
- 証明写真（申請用のみ、顔がはっきり見える、眼鏡・帽子の着用禁止、パスポートの顔写真のページを使わない、サイズ：160x240 pixels以下、データ容量 2MB未満）
- タイ語と英語以外の書類は、タイ国内の翻訳機関もしくは大使館によりタイ語または英語に翻訳すること。または国外で翻訳する場合は、その国の政府機関による翻訳版のみを使用すること
- 翻訳書類の添付は、一つのファイルにまとめてその原本と翻訳文（あれば公証人による翻訳証明を含む）をスキャンすること

外国人の採用およびその家族の導入申請の基準申請（続き）

外国人の家族の導入申請の場合

帯同家族の権利を行使できる者は、両親、配偶者および子供。必要書類は以下の通り

- パスポートのコピー　※コピーはタイの出入国歴がある全てのページと海外にあるタイ大使館が発給したビザページをスキャンすること
- 証明写真（申請用のみ、顔がはっきり見える、眼鏡・帽子の着用禁止、パスポートの顔写真のページを使わない、サイズ：160x240 pixels以下、データ容量2MB未満）
- 結婚証明書もしくは出生証明書コピー（技術者、帯同家族、および両方の関係が記載される）

*****タイ語と英語以外の書類は、タイ国内の翻訳機関もしくは大使館または海外の政府機関により証明されること*****

外国人専門家・技術者の招へい手続き

外国人専門家および技術者の役職承認の依頼	ビザ	雇用局と入国管理局からの事前承認から15日以内
外国人枠の補充依頼および家族の招へい許可の依頼	WP	
役職期間の延長の依頼	ビザ	ビザと当初の就労許可が終了する60日前まで
国内における外国人労働者の滞在期間延長の依頼	WP	

訳注：
WP:就労許可証

SINGLE WINDOW

Visa and Work permit System

外国人専門家および技術者招へい用書式（フォーム）

外国人専門家グループの設立～2011年
>>>書式（書面によるフォーム）を提出

2011年 ～ 2018年
>>> e-Expert Systemの開発

2018年7月31日～ 現在
>>> 3機関間のコラボレーションへと発展
:ビザと就労許可システムの
シングルウィンドウ

チャムチュリースクエアビルに立地する
ワンストップサービスセンター

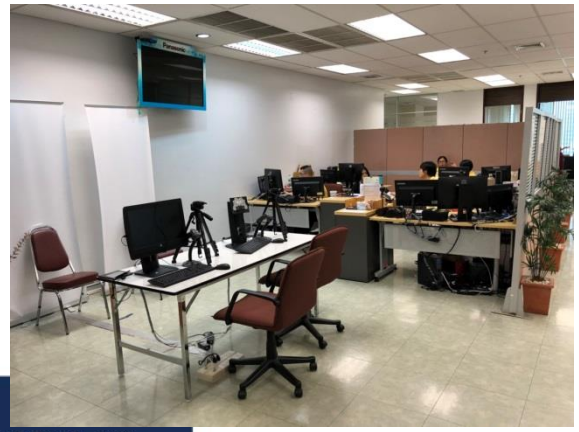

手続きフローの概略

1 申請の提出
2 確認メール受信
3 担当官による検討
4 予約のためのメール受信
5 本人確認のための
アポの予約
6 本人確認
7 手数料の支払い
8 担当官による申請
の承認
SW
DOCUMENT
APPROVED

デジタルワークパミット（電子版就労許可証）

デジタルワークパミット （D-WP）
(1) 初回申請の場合 (2) 更新申請

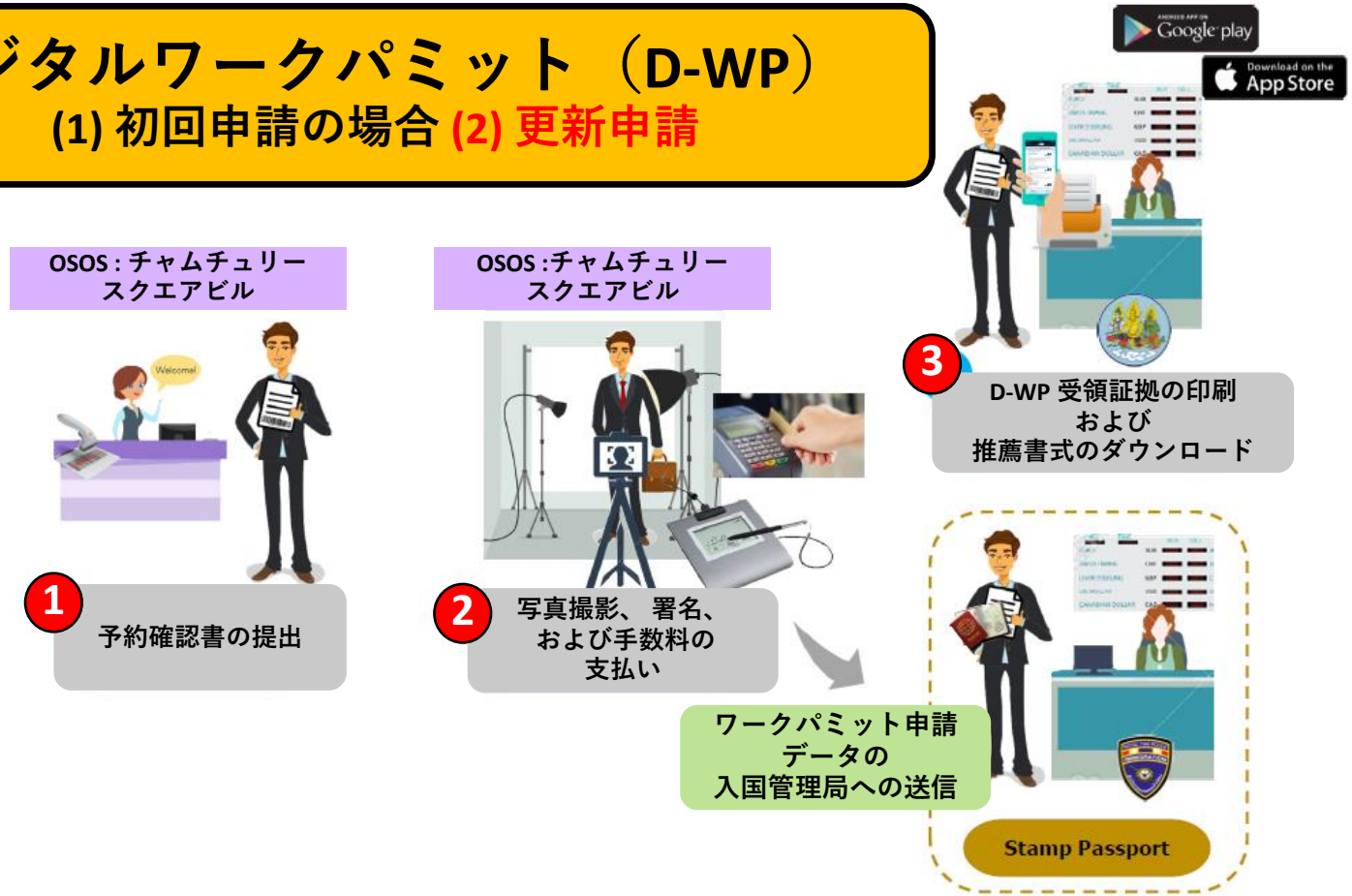

書面および電子版就労許可証
（デジタルワークパミット）

書面の
就労許可証

電子版の就労許可証
デジタルワークパミット

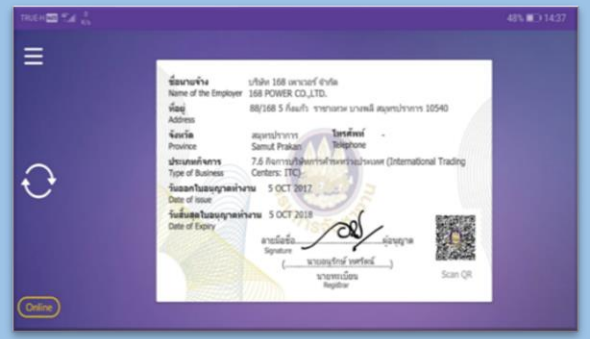

ファストトラックレーンサービス利用の申請

「ファストトラックレーン」利用の申し出

「シングルウインドウ」 システムを通じた利用申請

タイ滞在中の外国人への重要な留意事項

就労目的とする外国人
の居住報告義務

タイ王国に90日を超えて
滞在する際の報告義務

90日を超えてタイに滞在する外国人への重要な留意事項

罰金

https://www.boi.go.th
https://osos.boi.go.th
https://swe-expert.boi.go.th

連絡先：
アティッタヤー　　66 (0)2-209-1179

visawork@boi.go.th

Call Center Tel: 66-(0)2-209-1161 -67

詳細情報はQRコードおよび
下記お問い合わせ先へ
For More Information

BOI バンコク本部

555 Vibhavadi-Rangsit Road.,
Chatuchak, Bangkok 10900,
Thailand

+66 2553 8111

head@boi.go.th

BOI 東京事務所

タイ王国大使館経済・投資事務所
〒107-0052 東京都港区赤坂2-11-3
福田ビルウェスト8階

+81 3 3582 1806

tyo@boi.go.th

BOI 大阪事務所

タイ王国大阪総領事館
〒541-0056 大阪府大阪市中央区
久太郎町1-9-16 バンコク銀行

+81 6 6271 1395

osaka@boi.go.th

※BOI大阪事務所の管轄エリアは
関西、中国および四国